

乙は、注文書で特定するサービス（以下、本サービスという）を以下のとおり提供します。

1. オフィスドキュメントシステム設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。

Document Messaging Platform(DMP)システム設計サービス

乙は、甲が使用または導入した乙所定の機器・ソフトウェア（以下、「対象製品」という。）について、次の業務を実施します。

- ① 甲の要望を確認のうえ、甲乙で合意した甲の要求項目にもとづき機器およびソフトウェアを選定し、甲のシステム構成を設計します。
- ② 前記①で構築した甲の環境に関する成果物（以下、「成果物」という。）を作成し、納品します。

2. オフィスドキュメントシステム運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。

Document Messaging Platform(DMP)システム運用設計支援サービス、ドキュメントフローサービススタートアップサービス、デバイス指示書作成サービス

- (1) 乙は、甲が使用または導入した乙所定の機器・ソフトウェア（以下、「対象製品」という。）について、次の業務を実施します。
 - ① 甲の要望を確認のうえ、甲乙で合意した甲の要求項目にもとづき初期段階の運用設計および当該運用設計にもとづく環境構築を支援します。
 - ② 前記①で構築した甲の環境に関する成果物（以下、「成果物」という。）を作成し、納品します。
 - ③ 乙が有する専門サービスを甲が希望する場合、乙は甲と協議決定の上、注文書に記載する当該専門サービスを提供します。
- (2) 本サービスの詳細は、別途甲乙間で協議決定するものとします。
- (3) 乙は、本サービス完了後において、乙所定の期間、構築した環境に関する甲からの運用または操作の問合せに応じます。ただし、甲が第1項第3号にもとづき、乙所定の「ドキュメントフローサービススタートアップサービス」を契約した場合は本号を適用しないものとします。

3. 本項は、本サービスに共通して適用するものとします。

- (1) 乙が「成果物」を納入を完了した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証または作業完了を確認する書面を乙に交付するものとし、「成果物」の納入により、本サービスは完了するものとします。
- (2) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価を乙に支払うものとします。
- (3) 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から3ヵ月間、無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
- (4) 「成果物」の著作権は、著作権法第27条(翻訳・翻案権)および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
- (5) 甲が乙の責に帰すべからざる理由でサービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
- (6) 「成果物」納入後に甲が「対象製品」を変更し乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
- (7) 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上